

# 自家発 Q & A 25

## 自家発電設備の設置工事に関する法規制

4月号では、3月号に引き続き、建設業法により建設業者に義務づけられている建設工事現場に配置する技術者について紹介します。

**Q 1** 自家発電設備の設置工事を行おうとする場合の建設業法による規制として、建設業の許可、許可の区分及び業種について、3月号の内発協ニュースに解説記事が掲載されました。

建設業法による規制として、これ以外に留意する事項がありましたら教えてください。

**A 1** 建設業を営もうとする者は、建設業法により許可を受けようとする建設業ごとに、次のとおり営業所と工事現場にそれぞれ一定の要件を満たす技術者を配置することが義務づけられています。

### 1 営業所に置く技術者

営業所に配置する技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため、営業所に常駐して専らその職務に従事することが求められています。したがって、営業所の専任の技術者を工事現場に配置することは原則できません。

なお、営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。

### 2 工事現場に置く技術者

工事現場に配置する技術者は、「主任技術者」又は「監理技術者」とされ、建設工事の適正な施工を確保するための工事施工の技術上の管理を行うことが求められています。

**Q 2** 工事現場に配置する主任技術者と監理技術者には、どのような違いがあるのでしょうか。

**A 2** 17ページの表1に示すとおり、配置が義務づけられる建設工事の違いによります。

**Q 3** 主任技術者又は監理技術者の資格を取得するためには、どのようなこと（資格、実務経験）が必要になりますか。

**A 3** 主任技術者又は監理技術者になるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要で、特に**指定建設業（※）**に係る建設工事の監理技術者については、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法の規定に基づく国土交通大臣が認定した者（国土交通大臣認定者）に対象が限られています。

自家発電設備の設置工事に関係する電気工事業は指定建設業に該当することから、ここでは電気工事業に係る工事現場に必要な監理技術者等になるための資格要件を17ページの表2に示します。

注. 建設業29種類のうち、7業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業）は他の業種に比べ、総合的な施工技術等が必要とされ、技術者の資格要件が厳しく定められてます。

**Q 4** 工事現場ごとに配置される主任技術者や監理技術者は、その工事現場の専任になるのか、他の工事現場も兼任することができることになるのか教えてください。

**A 4** 建設業法では、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」は、専任の主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに置くことを義務づけて

います。

政令により、技術者として専任の者を置かなければならない建設工事は、表3に示すので、個人住宅以外のほとんどの工事が該当します。

この場合の「専任」とは、他の工事現場との兼任ができないことを意味します。

なお、監理技術者については、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を受けていることが選任の条件になります。

表1 工事現場に配置する技術者

主任技術者	監理技術者
<p>建設業者（建設業の許可を受けた者）が建設工事を施工するときは、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない。（建設業法第26条第1項）</p> <p>※請負金額が500万円以下の軽微な工事であっても、建設業者（許可業者）であれば、主任技術者の配置が必要となる。</p>	<p>発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となるときは、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。（建設業法第26条第2項）</p>

表2 電気工事業に係る技術者の資格要件

技術者	監理技術者	主任技術者
資格要件	<p>① 一級電気工事施工管理技士</p> <p>② 技術士（電気・電子部門）</p> <p>” （建設部門）</p> <p>” （総合技術監理部門）</p>	<p>①及び②（左記）</p> <p>③ 二級電気工事施工管理技士</p> <p>④ 第一種電気工事士</p> <p>⑤ 第二種電気工事士＋実務経験（3年）</p> <p>⑥ 電気主任技術者（第一種～第三種）＋実務経験（5年）</p> <p>⑦ 建築設備士等＋実務経験（1年）</p> <p>⑧ 指定学科＋実務経験（3年又は5年）</p> <p>⑨ 実務経験（10年）</p>

表3 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者の専任が必要な建設工事（概要）

（建設業法施行令第27条第1項）

次の何れかに該当する建設工事で工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のもの。

- ① 国又は地方公共団体が発注する施設又は工作物
- ② 鉄道、道路、橋、ダム、港湾施設、上下水道、電気事業用施設等の公共性のある施設又は工作物
- ③ 学校、病院、ホテル、共同住宅、事務所、工場等の多数の人が利用する施設又は工作物